



長野県報

3月4日(木)
平成16年
(2004年)
第1538号

目次

告示

事務処理規則に基づく地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政システム改革チーム）	2
土地収用法に基づく事業の認定（企画課）	2
身体障害者補助犬給付要綱（障害福祉課）	2
隣保館運営等事業費補助金交付要綱（昭和62年長野県告示第48号）の一部改正（人権尊重推進課）	6
山村振興法に基づき長野県が実施した市町村道の改築工事の完了（道路維持課）	6
道路の区域変更（2件）（道路維持課）	6
道路の供用開始（道路維持課）	7
建築基準法に基づく都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限（建築管理課）	7
優良宅地等認定事務取扱要綱（昭和49年長野県告示第227号）の一部改正（建築管理課）	12
昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部改正（会計課）	12

公告

一般競争入札（2件）（管財課）	13
一般競争入札（医務課県立病院室）	14
一般競争入札（食品環境水道課）	15
一般競争入札（生活文化課）	16
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（産業振興課）	17
都市計画の図書の写しの縦覧（2件）（下水道課）	17
平成16年二級建築士試験及び木造建築士試験（建築管理課）	18
一般競争入札（29件）（管財課）	19
土地改良区の役員の就任及び退任（土地改良課）	43
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（土地改良課）	44
一般競争入札（7件）（住宅課）	44
一般競争入札（河川課）	49
一般競争入札（2件）（交通政策課）	50
一般競争入札（3件）（医務課）	52
一般競争入札（14件）（医務課県立病院室）	54
一般競争入札（2件）（食品環境水道課）	65
一般競争入札（2件）（産業技術課）	67
一般競争入札（2件）（水道課）	68
一般競争入札（議会事務局総務課）	70
一般競争入札（自律教育課）	71
一般競争入札（2件）（文化財・生涯学習課）	71



長野県告示第94号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の5の(2)の規定により、平成15年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成16年3月4日

長野県知事 田中康夫

平成15年度農作物種子確保事業補助金交付要綱（平成16年2月20日付け15農技第687号農政部長通知）の規定に基づく補助金

行政システム改革チーム

長野県告示第95号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年3月4日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

塩尻市

2 事業の種類

（仮称）塩尻東地区センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

塩尻市大字塩尻町字宗張地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

（仮称）塩尻東地区センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館及び図書館法による図書館並びに同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である塩尻市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の存する塩尻東地区には、現在、塩尻市塩尻東支所、塩尻市塩尻東公民館、同公民館の町区分館及び塩尻市立図書館塩尻東分館として利用されている施設がある。しかし、当該施設は、本来、町区分館として建設されたものであり、その一部を利用して塩尻市塩尻東支所等が設置されているものである。当初から複合施設として建設されたものではないため、塩尻市塩尻東支所及び塩尻市立図書館塩尻東分館とともに業務に必要な床面積が確保されていないほか、塩尻市塩尻東公民館と町区分館が会議室を共用することとなり、利用者が利用日の調整に苦慮しているところであり、支所機能、図書館機能及び公民館機能とも不十分な状況となっている。

今回、塩尻市塩尻東支所、塩尻市塩尻東公民館及び塩尻市立図書館塩尻東分館からなる施設を本件事業により建設することによって、塩尻市塩尻東支所については、執務環境が改善されることとなるほか、塩尻市塩尻東公民館については、町区分館との会議室の共用が解消されるため、充実した公民館活動を営むことが可能となる。また、塩尻市立図書館塩尻東分館については、蔵書をより充実させることができると期待される。さらに、本件事業により建設される施設の近くに塩尻東児童館があることから、児童がより一層塩尻市立図書館塩尻東分館を利用することが期待でき、これに伴い、児童と本件事業の利用者との世代間交流が活発となり、地域の活性化につながることも期待できる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、市街化調整区域内に位置するが、市街化区域に隣接しており、周辺の土地利用への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

本件事業は、起業者の策定した生涯学習推進プラン・後期推進計画の一環として計画的に実施される事業であり、また、住民から起業者に対し、塩尻市塩尻東公民館の早期建設の要望が寄せられていることから、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的達成に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

塩尻市役所

企画課

長野県告示第96号

身体障害者補助犬給付要綱を次のように定めます。

平成16年3月4日

長野県知事 田中康夫

身体障害者補助犬給付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者の日常生活動作を補助し、自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付することについて、必要な事項を定めるものとす

る。

(定義)

第2 この要綱において「視覚障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。)別表第5号に掲げる1級に該当する者をいう。

2 この要綱において「肢体不自由者」とは、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が省令別表第5号に掲げる1級又は2級に該当する者をいう。

3 この要綱において「聴覚障害者」とは、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が省令別表第5号に掲げる2級又は3級に該当する者をいう。

4 この要綱において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

5 この要綱において「盲導犬」とは、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号。以下「補助犬法」という。)第2条第2項に規定する盲導犬をいう。

6 この要綱において「介助犬」とは、補助犬法第2条第3項に規定する介助犬をいう。

7 この要綱において「聴導犬」とは、補助犬法第2条第4項に規定する聴導犬をいう。

(給付対象者)

第3 身体障害者補助犬の給付を受けることのできる者は、次の各号の要件を具備するものとする。

(1) 盲導犬にあっては視覚障害者、介助犬にあっては肢体不自由者、聴導犬にあっては聴覚障害者であること。

(2) 18歳以上の者であって、県内に1年以上居住している者であること。

(3) 身体障害者補助犬を適切に利用し、飼育できる者であること。

(4) 現に身体障害者更生援護施設に入所していない者であること。

(5) 本人の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者にあっては、身体障害者補助犬の飼育について、その家屋の所有者又は管理者の承諾が得られる者であること。

(給付の条件)

第4 次の各号に掲げる事項は、身体障害者補助犬の給付の条件とする。

(1) 身体障害者補助犬を虐待し、又は放置してはならないこと。

(2) 身体障害者補助犬に必要な給食を欠かさないこと。

(3) 身体障害者補助犬を第三者に売却し、又は貸し付けないこと。

(4) 自宅以外で身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する場合は、補助犬法第12条及び第13条の規定を遵守すること。

(5) 身体障害者補助犬の取扱い等については、補助犬法第21条及び第22条の規定を遵守するとともに、飼育及び管理については、他の法令に違反しないこと。

(申請)

第5 身体障害者補助犬の給付を受けようとする者は、身体障害者補助犬給付申請書(様式第1号)により知事に申請するものとする。

(給付候補者の選考)

第6 第5の規定による申請があったときは、知事は必要な調査等を行い、当該申請をした者を対象として身体障害者補助犬の給付対象となる候補者(以下「給付候補者」という。)を選考するものとする。

(施設訓練)

第7 給付候補者は、知事が別に定める施設において身体障害者補助犬を使用する訓練を受けるものとする。

(自宅訓練)

第8 第7の規定による訓練の結果に基づき必要と認められるときは、給付候補者の自宅において訓練を行うものとする。

(身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第9 介助犬及び聴導犬にあっては、補助犬法第16条第1項の規定による不特定かつ多数の者が利用する施設を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動を取る能力を有する旨の認定を受けるものとする。

(給付の決定)

第10 知事は、第7及び第8の訓練の結果並びに第9の結果に基づき、給付候補者の中から身体障害者補助犬の給付が適当と認められる者を決定するものとする。

(届出)

第11 身体障害者補助犬の給付を受けた者(以下「受給者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出るものとする。

(1) 居住地又は氏名を変更したとき。

(2) 身体障害者補助犬が死亡したとき。

(3) 第3第3号に規定する要件を備えなくなったとき。

(4) 身体障害者補助犬が老衰、事故等により身体障害者補助犬としての機能を果たさなくなったとき。

2 前項の規定による届出は、身体障害者補助犬受給異動届書(様式第2号)によるものとする。

(費用負担)

第12 身体障害者補助犬の給付は、無償とする。

2 身体障害者補助犬の飼育、管理等に伴うすべての経費は、受給者の負担とする。

3 第7及び第8の訓練期間中の経費は、給付候補者の負担とする。

(賠償責任)

第13 知事は、受給者が第4に規定する給付条件に違反したと認めるとときは、受給者から身体障害者補助犬の給付に要した費用の全部又は一部を賠償させることができるものとする。

(書類の經由)

第14 この要綱により知事に提出する書類は、盲導犬及び介助犬にあっては、居住地を管轄する福祉事務所の長(町村の区域に居住する者にあっては、居住地の町村の長を経て福祉事務所の長)を、聴導犬にあっては、居住地を管轄する地方事務所(市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の長を経由するものとする。

附 則

(適用期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 平成16年3月31日までの間は、第14中「東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市」とあるのは「岡谷市」とする。
(盲導犬給付要綱の廃止)
- 3 盲導犬給付要綱(昭和56年長野県告示第434号)は、廃止する。
(盲導犬給付要綱の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の盲導犬給付要綱(以下「旧要綱」という。)第4の規定により盲導犬給付申請書を提出した者及び旧要綱第5の規定により給付候補者として選考された者は、それぞれ第5の規定により申請した者及び第6の規定による給付候補者として選考された者とみなす。

5 旧要綱第8から第11までの規定は、旧要綱第7の規定により決定された盲導犬の給付については、なおその効力を有する。

(様式第1号)(第5関係)

身体障害者補助犬給付申請書

年 月 日

長野県知事

殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり身体障害者補助犬の給付を申請します。

記

氏 名	生年月日		年 月 日 (歳)	
住 所	〒 -			
給付を希望する身体障害者補助犬の種類 (希望する犬に○をする)		盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬		
身体障害者 手帳番号	県 第 号	障害の 程 度	種 級	
職 業				
勤 務 先				
住居の状況 (該当に○)	1 持家 2 借家(民間 公営 公社・公団 その他)			
家族の状況	氏 名	続柄	年齢	備考
		世帯主	歳	

(様式第2号)(第10関係)

身体障害者補助犬受給異動届書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 郵便番号 —
 住 所
 氏 名
 電話番号 — —

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

身体障害者 補助犬の種類			
身体障害者 補助犬名			登録番号等
異動事由	氏名 変更	変更後	
		変更前	
	住所 変更	変更後	〒 — (電話 — —)
		変更前	〒 — (電話 — —)
資格喪失	(1) 県外への転出 (2) 身体障害者補助犬の死亡 (3) その他 ()		
異動が発生した年月日	年 月 日		

障害福祉課

長野県告示第97号

隣保館運営等事業費補助金交付要綱（昭和62年長野県告示第48号）の一部を次のように改正します。

平成16年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

第9第2項中「補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和41年厚生省告示第350号）を「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成12年厚生省告示第105号）に改める。

第11中「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表の隣保館運営事業の項中「承認した」を「必要と認めた」に、「258,000円」を「254,000円」に、「それぞれの」を「この」に改め、同表の地域交流促進事業の項中「634,000円」を「621,000円」に改め、

同表の継続的相談援助事業の項中「493,000円」を「489,000円」に改め、同表の広域隣保活動事業の項中「2,762,000円」を「2,728,000円」に改める。

附 則**(施行期日等)**

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第11の改正規定（「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市」に改める部分に限る。）は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の隣保館運営等事業費補助金交付要綱別表の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

人権尊重推進課

長野県告示第98号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

平成16年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
28号線	下伊那郡南信濃村木沢692番の25地先から 下伊那郡南信濃村木沢653番の5地先まで	道路改良	平成15年3月26日

道路維持課

長野県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月19日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 丸子東部インター線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡東部町大字田中字下沖344番の1地先から	旧	8.0～31.6 m	1.6962 km
小県郡東部町大字常田字ハグロ562番の1地先まで		12.2～38.2	1.3264
同上	新	12.2～38.2	1.3264

道路維持課

長野県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月19日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸隠篠ノ井線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市篠ノ井有旅字中屋敷1331番の1地先から 長野市篠ノ井有旅字北石津641番の1地先まで	旧	4.0～16.0	0.7220
同上	新	4.0～16.0 8.6～25.0	0.7220 0.7120

道路維持課

長野県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月19日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 戸隠篠ノ井線
- 2 供用を開始する区間
長野市篠ノ井有旅字中屋敷1331番の1地先から
長野市篠ノ井有旅字北石津641番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年3月10日

道路維持課

長野県告示第102号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号による別表第3の5の項及び第56条第1項第2号のニの規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を次のとおり定め、平成16年5月1日から施行します。

平成16年3月4日

長野県知事 田中康夫

区域		法第52条第1項第6号の規定による数値	法第53条第1項第6号の規定による数値	法第56条第1項第1号による法別表第3の5の項の規定による数値	法第56条第1項第2号のニの規定による数値
小諸都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積4,339ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積2,878ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
佐久都市計画区域のうち佐久市の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積4,566ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積3,658ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
佐久都市計画区域のうち臼田町の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積2,032ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 215ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
佐久都市計画区域のうち御代田町の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 419ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 810ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
小海都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積3,608ha)	10分の20	10分の7	1.5	1.25
丸子都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積5,220ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 68ha)	10分の30	10分の7	1.5	2.5
岡谷都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積2,384ha)	10分の5	10分の3	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積3,769ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 249ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 4 ha)	10分の20	10分の7	1.25	1.25
諏訪都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積1,454ha)	10分の5	10分の3	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積6,908ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25

	別に示す図書により定める区域 (面積 715ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
茅野都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積20,262ha)	10分の 5	10分の 3	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積5,282ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 84ha)	10分の30	10分の 7	1.5	2.5
下諏訪町都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積1,116ha)	10分の 5	10分の 3	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積4,606ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 66ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
富士見都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積3,825ha)	10分の 5	10分の 3	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積5,763ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
伊那都市計画区域のうち伊那市の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積4,022ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積8,530ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
伊那都市計画区域のうち高遠町の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積3,389ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積1,237ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
伊那都市計画区域のうち南箕輪村の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 436ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 958ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
駒ヶ根都市計画区域のうち駒ヶ根市の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積1,906ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積2,593ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
駒ヶ根都市計画区域のうち宮田村の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 483ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25

	別に示す図書により定める区域 (面積 925ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
辰野都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積5,760ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積1,509ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
箕輪都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積1,048ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積2,761ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 34ha)	10分の20	10分の 7	1.25	1.25
飯島都市計画区域のうち飯島町の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積2,054ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積2,338ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
飯島都市計画区域のうち中川村の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 660ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積4,190ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
松川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 198ha)	10分の10	10分の 5	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積2,093ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 118ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
高森都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積2,527ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
木曽福島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 386ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
上松都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 301ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
大町都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積1,086ha)	10分の 5	10分の 3	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 70ha)	10分の10	10分の 5	1.25	1.25

	別に示す図書により定める区域 (面積2,053ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積4,423ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 20ha)	10分の30	10分の 7	1.5	2.5
池田都市計画区域のうち池田町の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積2,152ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 192ha)	10分の20	10分の 7	1.5	1.25
池田都市計画区域のうち松川村の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積2,592ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積1,190ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
白馬都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 151ha)	10分の 5	10分の 3	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 8ha)	10分の10	10分の 5	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積7,131ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 34ha)	10分の20	10分の 7	1.5	1.25
坂城都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積1,464ha)	10分の10	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 684ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
信濃都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積3,914ha)	10分の 5	10分の 3	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 173ha)	10分の10	10分の 5	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積3,872ha)	10分の20	10分の 6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 6ha)	10分の20	10分の 7	1.25	1.25
牟礼都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積1,813ha)	10分の 5	10分の 3	1.25	1.25

	別に示す図書により定める区域 (面積1,678ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 35ha)	10分の20	10分の7	1.5	1.25
中野都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 19ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積2,841ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
飯山都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 721ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 44ha)	10分の20	10分の7	1.5	1.25
野沢温泉都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積1,050ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 19ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 151ha)	10分の30	10分の7	1.5	2.5

(備考) 別に定める図書は、省略し、長野県住宅部建築管理課、各地方事務所及び各市役所又は町村役場に備え置いて縦覧に供します。

建築管理課

長野県告示第103号

租税特別措置法の規定による優良宅地等認定事務取扱要綱（昭和49年長野県告示第227号）の一部を次のように改正します。

平成16年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

第1中「第31条の2 第2項第11号のハ及び第12号のニ、第63条の3 第4項第11号のハ及び第12号のニ」を「第31条の2 第2項第12号のハ及び第13号のニ、第62条の3 第4項第12号のハ及び第13号のニ」に改める。

第2第1項中「第31条の2 第2項第11号のハ、第62条の3 第4項第11号のハ」を「第31条の2 第2項第12号のハ、第62条の3 第4項第12号のハ」に改める。

第10第1項及び第2項中「第31条の2 第2項第12号のニ」を「第31条の2 第2項第13号のニ」に、「第62条の3 第4項第12号のニ」を「第62条の3 第4項第13号のニ」に改める。

第13を削り、第14を第13とする。

様式第1号及び様式第4号中「第31条の2 第2項第11号のハ及び第62条の3 第4項第11号のハ」を「第31条の2 第2項第12号のハ及び第62条の3 第4項第12号のハ」に改める。

様式第5号中「第31条の2 第2項第12号のニ」を「第31条の2 第

2項第13号のニ」に、「第62条の3 第4項第12号のニ」を「第62条の3 第4項第13号のニ」に改める。

建築管理課

長野県告示第104号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正します。

平成16年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第2中

「諏訪湖農業協同組合　〃　」を
諏訪みどり農業協同組合　〃　」
「信州諏訪農業協同組合　〃　」に改める。

会計課